

堺市監査委員公表第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 21 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

市政集中改革室

## 第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和4年7月31日）

ただし、必要に応じて令和3年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和4年8月1日～令和4年12月21日

## 第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 行革推進担当

#### (1) 事務事業評価について

市が実施する事務事業について、事務事業の改善、見直しの推進やアカウンタビリティの確保などを目的とし、事務事業評価を実施している。

この事務について、以下のとおり意見を付す。

#### [事務事業評価における費用の把握について（意見）]

事務事業評価制度は、事業の対象や目的、内容、コスト等を明確にするとともに、事業活動や成果を客観的数値による指標等を用いて評価を行うものである。このうち、事業コストについて、より実態に即した評価を行う観点から、いくつか改良の余地がある。例えば、

①資産を購入して事務事業を行う場合、購入年度のみ事業費が増大するため、事業費の推移を歪める原因となっている。

②ほぼ同程度のスペースを使用する異なる事務事業の支出を比較する場合、賃借の場合は賃料として事業費に算入されるが、庁舎内のスペースを使用する場合には支出が生じないため、事務事業間の正確な比較が

困難となっている。

③事務事業別人件費は、年間の人工に一人当たり平均年間人件費を乗じて算定されているが、この人件費には退職手当発生額が考慮されていないため、過少となっている。

以上のような点を今後補正していく方法について、具体的に取組を進められたい。

## 2 ファシリティマネジメント担当

### (1) 低未利用資産の活用について

市が管理する土地や建物等の公有財産について、経営的な観点からファシリティマネジメントを推進している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 3 局共通項目

### (1) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。